平成２３年（フ）第４２５号
栃木県宇都宮市御幸本町4732番地９　コーネルハウスＦ207号室、前住所栃木県宇都宮市岩曽町1450番地　マロニエヴェール301号室
債務者　関川　健一
１　決定年月日時　平成23年６月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
５　免責審尋期日　平成23年８月26日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第４２７号
栃木県芳賀郡益子町大字塙2798番地29
債務者　古田ヒデオこと　フルタ　シデオ　ホノリオ
１　決定年月日時　平成23年６月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
５　免責審尋期日　平成23年８月26日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第２６８号
静岡県藤枝市小石川町２丁目10番10―303号コンフォート
債務者　吉川　愛子
１　決定年月日時　平成23年６月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
５　免責審尋期日　平成23年８月24日午後３時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３６号
栃木県那須塩原市関谷1703番地５　アルページュＡ―201号
債務者　松本　貴志
１　決定年月日時　平成23年６月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月１日まで
５　免責審尋期日　平成23年９月１日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２３年（フ）第３４８号
静岡市葵区北安東３丁目３番20―202号
債務者　勝見　留理
１　決定年月日時　平成23年６月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月１日まで
５　免責審尋期日　平成23年８月26日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６７７号
東京都東村山市萩山町２丁目８番地１ライオンズマンション萩山第２　306
債務者　唐澤　志織
１　決定年月日時　平成23年６月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
５　免責審尋期日　平成23年９月２日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第６７８号
東京都東村山市萩山町２丁目８番地１ライオンズマンション萩山第２　306
債務者　唐澤　洋司
１　決定年月日時　平成23年６月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
５　免責審尋期日　平成23年９月２日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第４３号
熊本県八代市本野町2076番地、住民票上の住所熊本県八代市高下西町1302番地
債務者　寺田美和子（旧姓日笠山）
１　決定年月日時　平成23年６月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
５　免責審尋期日　平成23年９月２日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２３年（フ）第３１５号
栃木県宇都宮市西川田本町３丁目12番21号マルエスアパート１号室、前住所栃木県宇都宮市茂原町932番地８
債務者　長谷川雅広
１　決定年月日時　平成23年６月27日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
５　免責審尋期日　平成23年９月２日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第３１６号
栃木県宇都宮市西川田本町３丁目12番21号マルエスアパート１号室、前住所宇都宮市茂原町932番地８
債務者　長谷川正男
１　決定年月日時　平成23年６月27日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
５　免責審尋期日　平成23年９月２日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第２５号
石川県羽咋郡志賀町上野イ３、住民票上の住所石川県羽咋郡志賀町上野ハの14番地
債務者　井上　　武
１　決定年月日時　平成23年６月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
５　免責審尋期日　平成23年９月６日午後２時10分
金沢地方裁判所七尾支部

平成２３年（フ）第３７１号
静岡県焼津市本町３丁目６番６号
債務者　秋山　智美
１　決定年月日時　平成23年６月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
５　免責審尋期日　平成23年８月30日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第９８号
沖縄県中頭郡読谷村字儀間297番地
債務者　鈴木　和江
１　決定年月日時　平成23年６月24日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
５　免責審尋期日　平成23年９月６日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第１４６号
沖縄県沖縄市安慶田３丁目５番36号　安慶田アパート102号
債務者　大澤　準一
１　決定年月日時　平成23年６月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
５　免責審尋期日　平成23年９月６日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第７５２号
東京都府中市緑町３丁目８番地の11ヴェール東府中307
債務者　江尻　信幸
１　決定年月日時　平成23年６月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
５　免責審尋期日　平成23年９月８日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部